

前橋市指定障害児通所支援等事業者等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22から第21条の5の24まで及び第24条の34から第24条の36までの規定により、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者等（以下「事業者等」という。）が行う障害児通所給付等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）に係る指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容並びに障害児支援給付費等に係る費用の請求に関する監査（以下「監査」という。）について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査の対象となる事業者等は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者
- (2) 指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者

(監査の体制)

第3条 監査は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、障害福祉課との合同で実施することができる。

2 監査は、2人以上の班を編成して行う。

(監査方針)

第4条 監査は、次に掲げる事項（以下「指定基準違反等」という。）に該当する場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

- (1) 事業者等の障害児支援等の内容について、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35及び第24条の36の規定に定める「勧告、命令等」又は「指定の取消し等」に該当すると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- (2) 障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合

(監査対象となる事業者等の選定基準)

第5条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 市、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ウ 障害児支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において確認した情報

法第57条の3の2の規定により指導を行った事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第6条 監査方法等は、次のとおりとする。

(1) 報告等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行わせるものとする。

(2) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

当該事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合は、市が指定権限の持つ事業者等に対して法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35及び第24条の36の規定に定める「勧告、命令等」又は「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

事業者等に法第21条の5の23第1項各号又は第24条の35第1項各号に規定する指定基準違反等の事実が確認された場合は、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において、当該事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令

することができる。

なお、命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第21条の5の24第1項各号及び第24条の36各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(4) 聴聞等

監査の結果、当該事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(5) 経済上の措置

ア 事業者等に対し、勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について当該障害児支援給付費等に関係する市町村に対し、法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）に該当する旨を通知するものとする。

なお、返還処分にいたらないと認められる場合には前橋市指定障害児通所支援等事業者等指導要綱（平成24年9月28日伺定め）で規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合は、当該事業者等に対し、原則として、法第57条の2第2項の規定により、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。

(報告)

第7条 監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。